

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

通勤手当の非課税限度額、2025 年 4 月から引き上げへ

8 月 7 日に人事院から発表された給与改善勧告において、2025 年 4 月 1 日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが勧告されました。今月のニュースレターでは、この勧告の内容についてご案内いたします。

■ 変更点について

通勤手当には、通勤方法や通勤距離に基づき、所得税が非課税となる取扱いがあります。

この非課税限度額については、法令でその範囲が規定されていますが、2025 年 4 月 1 日以降の措置内容として以下のとおり自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが勧告されました。

【概要】

- ① 自動車等の使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し
 - (1) 「100km 以上」を上限とする新たな距離区分（5km 刻み）を新設（上限 66,400 円）
※現行は 60km 以上
 - (2) 現行の距離区分についても、200 円から 7,100 円までの幅で引上げ
 - (3) 1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

※(1)(3)については 2026 年 4 月、(2)については 2025 年 4 月から遡及適用

■ 影響のする可能性がある点は？

特に(2)について、通勤距離数によっては非課税となる 1 ヶ月当たりの限度額の上限を超過することから、通勤手当に関する所得税の非課税限度額の改正が行われる可能性がございます。

改正が行われる場合には、国税庁からも HP 上で年末調整での対応が必要である旨案内が出されているとおり、年末調整において所得税の調整対応が必要となる可能性があります。

■ 現時点で対応ができることは？

国税庁の公式発表や、関連法令の改正情報を継続的に確認しましょう。特に年末調整時期には、国税庁の特設ページなどが公開される可能性が高いため、こまめなチェックが必要となります。

参考 URL：国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正について」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

◆ 10月の労務スケジュール

～10/31 9月分社会保険料納付

～10/10 9月分源泉徴収税額住民税額の納付